

だい じ おおさかふしょう しゃけいかく
第 5 次 大 阪 府 障 が い 者 計 画

ばん
【わかりやすい版】

1. 障がい者計画とは

- 障がい者計画は、からだなどに障がいのある人に関する取組みを書いた計画です。
- 大阪府では、2018年度から第4次大阪府障がい者計画（後期計画）の取組みを行いました。計画をつくった後、国が新しい法律をつくったり、障がい者がけがをしたりする大きな災害・事件・事故がありました。これらのことも考え、新しい計画をつくりました。

2. この計画に取り組むとき

- 第5次大阪府障がい者計画は2021年度から2026年度までの6年間で、取り組めます。



1. 基本理念（大阪府が考えていること）

全ての人間が支え合い、包容（広い心をもつこと）され、ともに生きる自立支援社会（ひとりでできることが増えるようにみんなで助けあう社会）づくり

2. 5つの基本原則（大切な5つのこと）

（1）障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持

どんなときも、障がい者の人間としての尊厳（人が人として生きることができると）を守ります。障がい者がいじめられていやな思いをしないようにします。

（2）多様な主体の協働による地域づくり

役所、障がい者やその家族、府民、事業者、NPO、地域団体などが協力して障がい者の福祉が進むようにします。

(3) あらゆる分野ぶんやにおける 大阪府全体おおさかふぜんたいの 底上げそこあ

大阪府おおさかふと 市町村しちょうそんが 協力きょうりよくして たくさんの分野ぶんやで サービスをよくし
て、大阪府おおさかふの 支援しえん（助けること）たすをさらに よくしていきます。

(4) 合理的配慮ごうりてきはいりよによる バリアフリーの 充実じゅうじつ

行き届いたい とど 心づかいを みんなに 知ってもらって、生活せいかつがしやすくな
るように、建物たてものや 制度せいどなどを よくしていきます。

(5) 真まことの 共生社会きょうせいしゃかい・インクルーシブな 社会しゃかいの 実現じつげん

障がいしょうがいのある人ひとも ない人ひとも 個性こせいが 大切にたいせつにされ、お互いたがを 認め合みとあ
い、社会しゃかいの 仲間なかまの 一人ひとりとして、自分じぶんで 生活せいかつし ともに支え合さきあう 社会しゃかいに
なるようにします。



1. 入所施設や精神科病院からの地域生活への移行を進めます

- 障がい者が地域で生活できるように取り組みます。
- 施設から生活をするところを変えるだけではなく、地域で生活を続けることができるように取り組みます。

2. 障がい者が就労できるように支援を強化します

- 障がい者がやりたいところで仕事ができるように取り組みます。
- 障がい者が働き続けられるように支援します。

3. 専門性の高い分野への支援を充実します

- いろいろな障がいに対して、支援をさらによくしていきます。
 - 発達障がい児者
 - 高次脳機能障がい者
 - 難病患者
 - 医療的ケアが必要な障がい児を含む医療依存度の高い重症心身障がい児者等

I 共通場面「地域を育む」



1. めざすべき姿

多様な主体（いろいろな人や会社）が協力し、全ての障がいのある人が安心して生活できるところをつくっていく

2. 個別分野の取組み

(1) 障がい者虐待の防止や差別の解消

○ 障がい者がいじめられていやな思いをしないようにします。

(2) 関係機関による強固なネットワークの構築

○ 基幹相談支援センター（相談するところ）や、地域生活支援拠点（生活を支援するところ）などをつくり、使いやすくします。

○ 自立支援協議会（生活について話をするところ）で障がい者を支援するいろいろなところが協力していきます。

(3) 人材の確保と育成

○ 障がい者の生活を支援する人を増やしたり、ロボットなどの技術を使うようにして、支援する人が働きやすいようにします。

○ 障がい者の支援をする人がいろいろな勉強して、いろいろな障がいのある人を支援することができるようになります。

(4) 障がい理解の促進と合理的配慮の浸透

- 障がい者が、いやな思いをしないように、周りのひとが障がい者のことを勉強できるようにします。

(5) ユニバーサルデザインの推進

- 障がい者などいろいろな人が使いやすいように建物や電車のバリアフリー化（使いやすくすること）を進めます。

(6) 大阪府全体の底上げ

- 全ての市町村でよい取組みができるよう大阪府がよい取組みを教えるなど市町村を助けます。
- 障がい者がどこに住んでいても、出かけたときに出かけたり、知りたいことを知ることができるよう取り組みます。

I 生活場面「地域やまちで過ごす」



1. めざすべき姿

障がいのある人が 地域の 住みたいところで 気持ちよく 暮らしている

2. 個別分野の取組み

(1) 入所施設や 精神科病院から 退所・退院して 暮らす

○ とても大きな 障がいのある人が 安心して 生活できるところ をつくり、
支援（助けること）を さらに よくしていきます。

○ 精神科病院（こころの 病気を 治す病院）で 病気を 治している人が、 地域
で 生活できるように 取り組みます。

○ 福祉型障がい児入所施設（障がいのある 子どもが 生活するところ）に住ん
でいる 障がい児（障がいのある 子ども）が、18歳になったとき 障がい者
を支援する サービスを 受けることができるようにします。

(2) 入所施設の今後の機能のあり方

○ 施設の 生活が 短くなるように、施設ができることを 考えます。

○ 障がい者のようすや 生活に合わせて 障がい者が暮らす場所を 探
します。

(3) 地域で暮らし続ける

- 障がい者に 住まないでほしい と言う人が 少なくなるように、まちの人に 障がい者のことを 知ってもらうようにします。
- 地域生活支援拠点（生活を支援するところ）などを つくったり、 使いやすくします。
- 基幹相談支援センター（相談するところ）を たくさん作り、 相談支援事業所（相談するところ）の 仕事を 助けます。
- 相談支援専門員（相談を 聞く人）を 増やしたり、 相談を 聞く人を 教える 人を 増やします。
- 相談するところが さらに よくなるために、 どうしたらよいか 考えます。

(4) まちで快適に生活できる

- ホーム柵（駅で 安全に 電車を 待つためのドア）をつくり、 公園や建物の バリアフリー化（使いやすくすること）を 進めます。



Ⅱ せいかつばめん まな生活場面「学ぶ」

1. すがためざすべき姿

しょう障がいのある人ひとが ほんにん本人のしたいことに あ合わせて、べんきょう勉強したい
とき、しょう障がいのない人ひとと おな同じところで べんきょう勉強している

2. こべつぶんや とりく個別分野の取組み

(1) そうきりょういく う早期療育を受ける

- き聞くことや み見ることに しょう障がいのある子どもを はや早く み見つけて しえん支援します。
- サポートファイル（しょう障がいのある こ子どものことを か書いたもの）を つか使っていつでも しえん支援することが できるようにします。
- いりょうてき医療的ケアが ひつよう必要な子どもが びょういん病院を で出たあとに いえ家で生活できるよ
うに、しえん支援します。
- じゅうしょうしんしんしょう重症心身障がい児など、しょう障がいのある子どもが ちいき地域で しえん支援を う受け
ることができるよう、じどうはったつしえんじぎょうしょ児童発達支援事業所や ほうかごとう放課後等デイサービス
じぎょうしょ事業所を ようい用意して、しえん支援が よりよくなるようにします。

- はったつしょう発達障がいの ひとある人に対して、こ子ども
のころから せいちょう成長するまで、つづ続け
て しえん支援するよ とり く組みます。

(2) きょういく う教育を受ける

- がっこう学校の先生が しょう障がいについて べんきょう勉強し、しょう障がいのある こ子どもが べんきょう勉強

しやすい ^{がっこう} 学校にします。

- 障 ^{しょう}がいのある ^こ子どもの ^{べんきょう}勉強したいことや ^{べんきょう}勉強の時に ^{くふう}工夫して ^ほ欲しいことが ^{なに}何かを ^し知って、^{ひとり}一人ひとりの ^{べんきょう}勉強の ^{けいかく}計画をつくります。
- ^{つうきゅうしどうきょうしつ}通級指導教室（^{べんきょう}勉強しやすい ^{きょうしつ}教室）や ^{じりつしえんすいしんこう}自立支援推進校・^{きょうせいすいしんこう}共生推進校（^こ子どもが ^{べんきょう}勉強しやすい ^{がっこう}学校）をつくります。
- ^{ふりつしえんがっこう}府立支援学校の ^{てききのう}センター的機能（^{ほかの}ほかの ^{がっこう}学校の ^{そうだん}相談にのったりする ^{やくわり}役割）を ^よよくし、^{がっこう}学校 ^{どうし}どうしが ^{きょうりよく}協力 ^{でき}できるよう ^と取り ^く組みます。

(3) ^{ちいき}地域で ^{まな}学ぶ

- ^{スポーツ}・^{ぶんかげいじゆつしせつ}文化芸術施設（^{おんがく}音楽を ^き聞いたりするところ）や ^{としょかん}図書館や ^{こうみんかん}公民館（^{べんきょう}勉強したり ^{はなし}話をしたり ^{するところ}するところ）などを ^{かつよう}活用して ^{がっこう}学校を ^{そつぎょう}卒業したあとも、^{まな}学びたいことを ^{まな}学ぶことができるようにします。



Ⅲ 生活場面「働く」

1. めざすべき姿

障がいのある人が働きたいところで働くことができる

2. 個別分野の取組み

(1) たくさんの障がい者が働いている

- 「障がい者雇用 日本一・大阪」になるように、たくさんの障がい者が働くことができるようにします。
- ハートフル税制（税金が安くなる制度）を使って、特例子会社（障がい者が働く会社）をつくることで、たくさんの障がい者が働くことができるようにします。
- 法定雇用率（働いているすべての人のうち障がい者の割合）が低い会社は法定雇用率が高くなるように取り組みます。

(2) いろいろな場で障がい者が仕事をできる

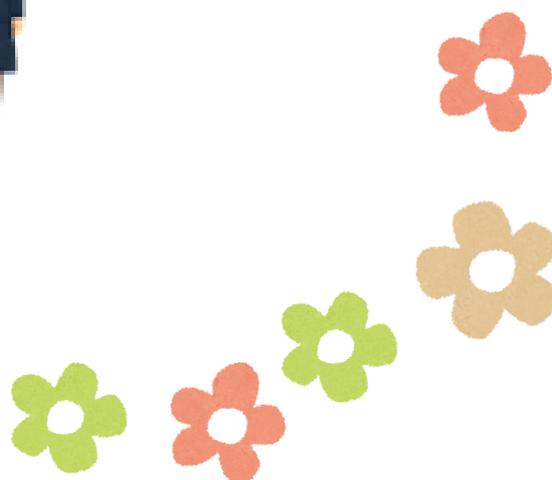
- 障がい者が仕事ができるように支援してくれるところのサービスをさらによくしていきます。
- 機械を使って、情報を知ることができたり、仕事に行くことができない障がい者も働くことができるように取り組みます。

(3) 障がい者が長く働き続けることができる

- 障害者就業・生活支援センター（仕事や生活を支援するところ）におい

て 障がい者が 働きやすくなるよう 取り組みます。

- 就労定着支援事業所（ずっと 働けるよう支援するところ）を さらに よくしていきます。



IV 生活場面「心や体、命を大切にする」

1. めざすべき姿

障がいのある人が 必要な 医療(病気や けがを 治す)や 相談を いつでも 安心して 受けることができる



2. 個別分野の取組み

(1) 必要な健康・医療サービスを受ける

- 福祉医療費助成制度(病気や けがを 治す お金を 市町村が 払う制度)が ずっと 使えるように していきます。
- とても大きな 障がいのある 子どもが 家で 生活できるよう 支援します。
- 発達障がいで 困っている人が 病院で 早く調べてもらえるように します。

(2) リハビリテーションを受ける

- 地域の関係機関(障がい者を支援する 人たち)が 協力して、リハビリテーション(生活する力を よくするための練習)を さらに よくします。
- 高次脳機能障がいのある方への 支援を さらに よくします。

(3) 悩みについて相談する

- それぞれの困りごとに 合った 相談が できるように します。

V 生活場面「楽しむ」

1. めざすべき姿

障がいのある人が、いろいろなところでほかの人と同じように

楽しく豊かに生活している



2. 個別分野の取組み

(1) 余暇活動や社会参加に取り組む

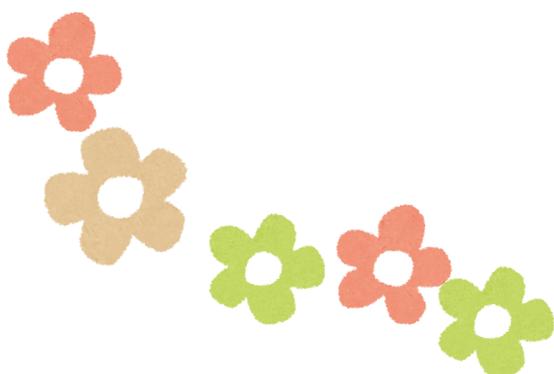
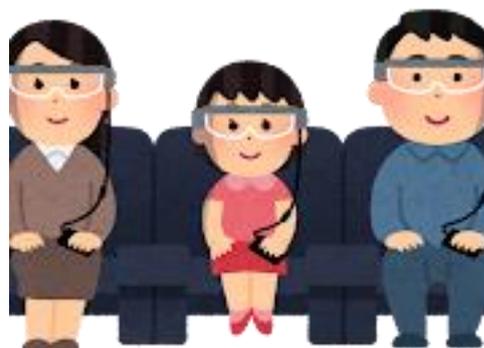
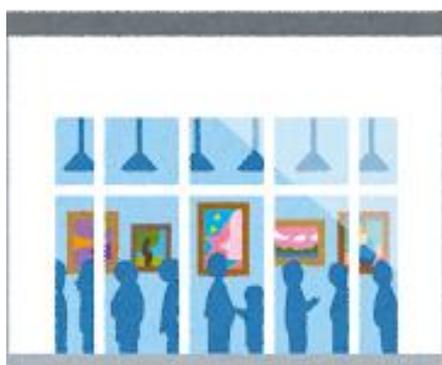
- 身体障がい者補助犬（障がい者を支援する犬）を増やすなどして、障がい者が行きたいところに行きやすくします。
- 市町村が放課後等デイサービスや日中一時支援事業をうまく使うように取り組みます。

(2) スポーツ活動に取り組む

- 府立障がい者交流センターや府立稲スポーツセンターを運営して、障がい者スポーツを支援します。
- 大阪府障がい者スポーツ大会をして、全国障がい者スポーツ大会に出ることができるようになります。
- 障がい者スポーツを支援する人を育てて、障がい者スポーツをする人を増やします。

(3) 芸術・文化活動に取り組む

- 障がい者の希望を大切にしながら、誰もが参加できる、芸術作品を観たり、作ったり、発表したりする場を作ります。
- 図書館において点字（指で読む文字）・録音等資料（機械が読む声を聞くことができるもの）を増やして、視覚障がい者等（目に障がいのある人）が本を読むことができるようにします。



VI 生活場面「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」

1. めざすべき姿

障がいのある人が 尊厳（人が 人として 生きることができること）

を持って 社会に 入って、社会全体に 合理的配慮が 広がっている

2. 個別分野の取組み

(1) 障がい者や 障がいへの正しい理解を深める

○ 障がい者と接することが 難しいと思っている会社などに、障がい者が
いやな思いを しないような 取組みを 教えます。

○ それぞれの子どもの 成長に合わせた関わり方を、学校の先生や 障がい
者の支援をする人が 勉強します。



(2) 障がい者が尊厳を保持する

○ 相談を 聞いたり、他にどんな相談が あったのかを調べて、 障がい者が
いやな思いを しないようにします。

○ 障がい者が なぜ いじめられたりしたのかを 調べたり、 相談できるよう
にして、 障がい者が いやな思いを しないようにします。

○ 成年後見制度（自分で できないときに ほかの人が 助けてくれる制度）を
使うことや、 わかりやすく書いたものを 広めます。

(3) 安全・安心を確保する

- いろいろな建物を使った避難場所（地震や台風のときに逃げるところ）や福祉避難所（お年寄りや障がい者などのための地震や台風のときに逃げるところ）を用意します。
- 避難行動要支援者名簿（逃げるときに支援がいる人の名前を書いたもの）を使いやすくしたり、個別支援計画（一人ひとりに合わせた支援するための計画）をつくり、地震や台風のときに障がい者がけがなどしていないか確認します。
- 障がい者支援施設等（障がい者を支援するところなど）において、障がい者に熱がないか調べたり、ウイルスの病気にならないための方法を教えたり、ウイルスが広がったときにサービスを続けることができるようにします。
- 新しいコロナウイルスなどの病気が広がったときに、生活などに必要なものを集めたり、助けてくれる人を呼んだり、ゾーニング（病気が広がらないように部屋を分けること）の技術を教えます。

(4) 十分な情報・コミュニケーションを確保する

- 府立福祉情報コミュニケーションセンターを中心に、目や耳・言葉に障がいがある人がコミュニケーションをとれるように取り組みます。
- 公立図書館と一しょに、読書バリアフリー法（障がい者も本が読めるように支援する法律）に対応します。

- ^{あたら}新しい ^{ぎじゆつ}技術 ^{つか}を使って、 ^{はなし}話が ^しできたり、 ^し知りたいことを ^{しら}調べることが ^できるようにします。

